外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井出清彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十二月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

DURIAN2 TMK HOLDING PTE. LTD.

日本における代表者　井出　清彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である宮里猛が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十二月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

APPLE2 TMK HOLDING PTE. LTD.

日本における代表者　宮里　猛

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である宮里猛が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十二月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ORANGE2TMK HOLDING PTE. LTD.

日本における代表者　宮里　猛

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である新垣善丈が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十二月二十八日

沖縄県島尻郡南風原町字与那覇五番地

マップマークトレーディングインク

日本における代表者　新垣　善丈

限定承認公告

本籍東京都足立区綾瀬七丁目八番地、最後の住所東京都足立区南花畑三―二九―一六

被相続人　亡　田村　武夫

右被相続人は平成二十九年九月六日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

埼玉県朝霞市根岸台五―二―八サンレジデンス一〇一　相続財産管理人　大瀧　晴美

限定承認公告

本籍千葉県船橋市小野田町六一九番地、最後の住所千葉県柏市緑台四番地二坂巻ハイツ二〇一

被相続人　亡　角頼　とし

右被相続人は平成二十九年六月十二日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月十八日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

千葉県柏市緑台四番地二正木ハイツ二〇一号

相続財産管理人　秦　政子

限定承認公告

本籍東京都葛飾区立石八丁目五二番、最後の住所東京都葛飾区四つ木四丁目二三番一二号吉野マンション二〇三号

被相続人　亡　前田　泉

右被相続人は平成二十九年九月二十五日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

東京都葛飾区立石二丁目二八番四号タカオートビル六〇一号室

限定承認者　前田　隆行

限定承認公告

本籍新潟県長岡市島崎四七三番地、最後の住所東京都港区愛宕二丁目三番一号　二階

醍醐方

被相続人　亡　早川　文雄

右被相続人は平成二十九年九月十九日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

新潟県新潟市西蒲区押付九四五番地七

限定承認者　酒井　光子

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市新屋敷町、最後の住所奈良県奈良市学園大和町二丁目五二番地大和スーパーマンション三〇八号

被相続人　亡　元吉　重夫

右被相続人は平成二十九年八月四日頃死亡し、その相続人は平成二十九年十二月二十一日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

鹿児島県鹿児島市常盤二丁目一〇番一八号

限定承認者　山下　辰子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成三十年三月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、速やかに顧客取引を結了し、顧客の登録銀行口座へ振込により返還を必要とする顧客財産を遅滞なく返還いたします。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年十二月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル

ＩＳ証券株式会社

代表取締役　多田　一昭

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百六十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十月十六日

掲載頁　五十四頁（号外第二二四号）

平成二十九年十二月二十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

日本インダストリアル特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資総口数三百六十一億三千九百八万三千七十一口のうち、百六十億口（但し、発行済Ａ号優先出資三十九億一千八百九十四万六千五百四十九口、発行済Ｂ号優先出資三十四億一千一百七十五万五千九百七十口、発行済Ｃ号優先出資八十六億六千九百二十九万七千四百八十一口）を消却して二百一億三千九百八万三千七十一口とすることにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成三十年一月三十日までに当社にご提出ください。

平成二十九年十二月二十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

日本インダストリアル特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を三億九千八百万円減少して百二十四億五千二百万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月五日

掲載頁　一二六頁（号外第一四四号）

平成二十九年十二月二十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内

銀座六丁目オフィス特定目的会社

取締役　荒川　和也

取消公告

平成二十九年九月八日（号外第一九四号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

平成二十九年十二月二十八日

徳島市八百屋町三丁目二六番地

（甲）株式会社学進

代表取締役　山本　俊輔

徳島市寺島本町東三丁目一二番六号

（乙）株式会社ＱＬＩＰ

代表取締役　田中　宏典

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十八日付第二八四ジ　号一九二ページ●同日付政府調達第二四六号七二ペー

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）